

洋学文庫
文庫8
D 355



息邪漫錄

文
D 355

010190617900



息那漫録

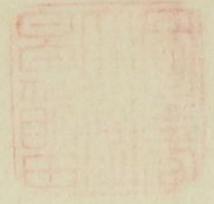
嘉永庚戌号令

嘉永庚戌の秋の号令に近來西洋学盛ニ成世人新事を
 好ハ不々仰慕好事の学を記怪論を唱一何耳を好く
 若一園上を記をのし信ハ成ん可連し考も多しして
 向來の何事歟生す可かとも難耳 全文ハ 今の号令を
 了良府の論をのまハ村学近老の撰上論すし怪
 論と云ふも其ハ容易に詠を考ふくは以何事記怪
 事よハあしこれ奇記怪論と云ハ向來の歟を生す

勝保氏同藏書



へきといひる理の説はよくありし西洋学といふもの本は
海峽の洋書を翻譯するのこゝろに國家の害もあは
萬國の形勢凡土人情を知り火巻の術用兵の法我
國の製法を知る所業の用に供せしむる國家の裨益と
あはれり少くもこれ其根の事ハ實事に施すといふ工
拙精粗も明白に分る事ある所をすするよすし窮理
乃説の如きは空論といふ實事と關係なき事あるれ事
古し任じし論説し偽耳を驚すも聖人の居家ハ人付を
授るためなりハ人事と關係なき事ハ穿鑿せず天道を
論するハ陰陽の變を究め陰陽ハ地道の剛柔入道の仁



義とおもふと流動變化しし人事と施す大過をいふ
天命を知て命よあはれと君子とす皆人事を離る事不
し人事を外しし空理を論せず洋書の天を論するハ
説巧あるに似たりと云て尽く空理のこゝろ人事に於て
高賢の益あり天地日月雲霧の形質縁氣引力力を
臆説するもめま俗耳を驚すのこゝろ是を知り益なく
あはれし損ちき無用の空論聖人の論するハあは
は聖人の心力をすしし海峽の大本を務め無用の事
心力を費さるる天地の形質を論し天地を死物といふ
陰陽變化の神機妙用を知りしは聖人の肢體毛髮を執る

牛毛を分つた如く其理を論じたり人よ分す乃
益あり忠孝仁義の徳業人身に於て須臾も離るるこ
ろの大過あり事を知るも知ざるもわが毫釐の智より
て物に徧るるこゝの先勢を急し了まはる故に毎月の
空福ハ聖人の考ふ所之他より僻学好事し者奇詭怪
論を倡る西才の所理と精き事聖人し及ぶ所之と
詩張し幻をあり俗耳を驚かす天地を死物とし
天は神道あり事を急し此ハ天地の神明を怪侮
し畏る事を知らず聞闢以來皇統かき事
神州の萬國にすく走るる事を知る

徒に戒杖を信し又聖人の教ハ
明官の術宇
ト是を以て皇朝固有の神明の道を潤色せ
らまし大過あり聖人を怪侮し是又神明を
怪侮するの理し又 幕府にて 天朝を以 神
を敬し聖人の道を以 治政の平よりり西洋の邦教は去
最禁せしむるも 天朝を以 神明を以 聖人の道
を以 怪侮し高きま至て西洋の邦教を以 陰に存
しき 幕府 西才の礼ありしを 幕府を以 設らばれし
を 實ハ甚き邪教とす非ざるも 怪るるありしを 妄言
し文人儒生の中ししを 詭を附わするものありと云是

幕府の教禁をも狂侮して 社宗の深意を度かず
其玩暗し民心に推移り民皆 天朝の神威をも聖人
をも狂侮し 幕府の教禁をも蔑視して却て戎狄を瞻仰
する心を生じ他日の官勝へ言へざるもあつて向來
如伊故弊生じりて民は其體中にも命令實は其心せざる
至らんや

外夷通商

世の奇玩怪論を好む者外夷の偏論を及願望記して
曰く天地の物を生ずる事各國宜きを言ひて西夷海
外は通商交易して其貨を通し自他の國を以て有餘を

損ふ不足を補ふは天地生物の理を捕て民用は使
了るは西夷の通商は天地廣大の道は以て鎖國の
論は僅に一國をさるのみは是れは畢竟狭小なる事を免
す可きも論説をきくも其實は天地の大道を知りて
天地の及ぶを民をして生ずるをあたはるは是れも亦
其土地に在りて是れ物を生じ民を以て其物を衣食して必
し海外の物を待たずして生ずるを言ふは是れも亦
し其智巧を以て用ひて君父の事一妻子を以て終
憂患ありて是れ即ち天地の大道は是れも亦
風土一棍を以て天地の氣を受るとは是れを言ふは

を偏棄をふりしよを偏棄の國ハ一物餘りありて
を他より乞ふるものなる國ハ一物不足の國ハ
他國と交易して有餘を損して不足を補人も天地の道
は寸分を失はれず 神州の如きは中和にして正氣を
得たる國を以て善物の生ずる事も有餘不足なくして民
用は事闕く事あり海内を生ずる物も生を養ひ死を送り
忠孝仁義の道を尽して土倫の交りをする事古より惟神と
云ハ即ち是の惟神とハ神の及ぶ事なくして自ら神道
ありとも義を以て遠境の異物奇貨を求むるは城内
の物を用て神のありし世を懐く事是即ち天地自然の

大乃也 然るは今亦夫ハ已る國の偏氣よして産物も
有餘不足ありしを何れの國に寄付しき事と思ひ
中山の業を以て國を以て偏棄の國の如く交易して
之ハ天地の大乃も皆くして中和の國ハ他國を利する程
は多くの産物も皆理を以てして 然れハ有餘不足あり
國も其財物を悔ふへ出さば必國內は不足なる物出ずれば
患とありハ眼病の如く之千萬年國內は有餘不足ありし
を捨て交易を同さ民の患害を以てせし 是よりハ不仁不
義の甚しきことかくの如く是は有餘不足を以て天地の
道にして 故耳を病するハ實は奇夜怪論として 惡むべき

姦民ト非や且西来の通商ハ民の爲ト利を通るに
と口功者ハさきつ事トモ其実ハ已り爲ト利を謀るハ
高買の爲に西来の半ハ漢のせり西域西湖林と云ふ
を又古より高買を業トす國風あれハ利ヲ謀るハ勿論之
故ト軍通商ト自他の國を利トすと云ふあり貿易ト利を
ゆつて又通商の國トハ大抵已り高國トあり厚賦を以て
已り利トす民ハ賦税と出しく已り國を治ると天地の帝道
あり其國居よきりとも又海外の國より賦を以て其
兵道ト非して二思ト賦を以て民力困窮すハ眼前の利ト
小之トし知なき事ト 其賦ハ國居より出しくとも國居

海外ト賦を以て時ハ金穀ハ民より出さすハ何れハ
不ト出へきや故ト積多利とも語元利ト併に其邊
才の狡猾を以て政事ト非たの厚賦トに因て國中を繁榮ト
奔狼ト語之ト併に土人政令ト服従トし其小
五と謀て乱を起すと云海東の國トモ其呼ア語之ト併に其小
國語を以て然む事トモ安永中語法東と云者を推し兵
を託し寛政中語身ハ石属を薩摩トし其國獨三ハ
國トあり又新尾^{イハカ}辣^{ラナ}納^ナ太^タハ伊斯把の石属あり伊
斯把の政令に服せり甘し其苛酷の令を容んずハ彼
と款とあり干戈を以て是ト云ふくハ其好く交戦ト

へ予シラ國のホリハルと云者大に勝利を以て文政の初其
和政治の獨主州とあり伊刺把の苛政を免れ遂に伊刺
把をも合庫銀國極樂城とあり秘りて地を奪取し又知里
國も昔年ハ伊刺把に課金を出せし天保中ハルルを推し
伊刺把に背き獨主國とあり白露ハ全銀を以て伊國の
家々芳崎伊刺把の白露を併せたる時其王を擣し國
人を責え金銭以て其出室しはし其教へし國人即是を滿
たし其金を取え又更に銀を滿せしと云國人又其そのめり
遂に其主を殺し其論者のえり少く有無を問はし其他の
國も便乞し其他國を併けりしと云室に滿りては多々の金

銀を貪りたきも非又初ハ金を出せしと云又銀を以て
了ハ初の言を食ふ不信也此ハ人を欺き利を貪る事
其力敵しりしも在久く屈服して居りしと云實に民心を
折るに非ず在遂に皆獨主國とありしと云即ち余
に少くもハ余は降ししと云る事や此他も厚賦しりし
民怨を事しりしと云る事長きに及り又滿
清の何片礼の如きも何片ハ大毒の物也
紅毛番考畧
人身體瘦削、面目青圓、元陽散失、不能生育、縱有三者、旋至病
死、服之既久、欲罷不能、服體萎縮、臟腑潰出、蟲生體枯、症病腫
已々國下てし是を後禁す
紅毛番考畧、荷蘭法、食之者死、
毛環視、以砲
打之入海、通商して自他の國も便乞しとありハ已に國も

て禁すり物ハ他國より渡りて凡 御多ク清國之是を禁
し之を他の諸番ハ其令に任す 所序を停す
身ハ令を用すりて之を却て益く多く抄傷す清人
此等之是を燒掠すハ清身に罪あり其損失ありまも不情也
之れを以て訪身之是を名す之域邑を破り 衆多し人民を殺
害し之を慘毒を極む初を議すし及て燒掠すハ序の
償として銀六百萬元 一元銀十枚
七トリ 許を七日の内に出すし 七日
を以て百萬元を増し七百萬元すし たりを以て八百萬元
日を以て九百萬元出すしと云又清國清高 亦射の累欠百萬
元も償ふし 此外は其方の軍費 一千二百萬元 都合二

千一百万元を三年賦と出すし 人の國に入らば之を犯
するを燒掠すハ國の償を以て之を 理より為す 清の度美ハ
其を燒掠すハ國の償を以て之を 今を犯す持
すハ他國の主民の亂賊と宗之と争争すし 訪身の方ハ他國
の令を犯す罪ありハ他國の主民の亂賊ハ國主より赦し 清國より償
し之を理あり 清國より是に答へしハ令を犯す 抄傷すを燒掠すハ
我民の毒に中りて瘦死すりと云ふハ 訪身 諸番より又オ、
ステンレイキとサルギニと和睦の時ハサルギニより 矢費を償さ
せり 是西夷の風俗と云ふ之れに錢ハ義を以て主とす 敵國臣服し
て由直かりと云ハ止むく 其是は狀を以て人の國を牽契せしむハ
貪兵と云ふハ西夷ハ商賣の國あり其は 都方
の予す利すくは是を以て斗すて死をなす 又 期日を延ばり
とも其日の内は三百万を増す 暴と云ふし 又民の射射し
負債し之を國承より 其償を以て之を 又 訪身の方より
人の國を乱り 城邑を破る人民を殺害し之れハ 訪身より其

債を止之^すハたも^り了^し却る軍費を清の方より取
と云ハ吾理の上の吾理有り何片の債銀カ存に多くカ
人を殺^し清國を糜弊^{せし}め加^へ多分^の銀を奪^て
糜弊の上^に糜弊^{せし}正^し是^{より}自^ら他の存便^を云^ふ
けんや忠孝仁義を以^て國を治^する^に未^だ至^らず^ハ故^也
生^ずる^に多^くある^に年商買を以^て國を建^立し^て羊^ふを本^色と^す
國^の方^はあり^に放^た利^行多^く怨^を云^ふわ^く仇^怨多^きハ高^田
仇^をま^す不^つ石^と口^にハ^を望^を通^じる^を天^地の道^を刑^に
口^をさ^るる^にれ^しと^ハ空^論と^すて^は實^を云^ふ味^し大^害あり^と
勿^論且^其來^る下^の相^羅彼^を外^奇吞^臨工^とす

無益の物^は無用の物^の為^に金銀銅の有用の物を失^ふ
和蘭一國の通商^は夥^く發^達す^る況^や誘^き夷^属法^をり^て
多^く西^に西^佛郎^西亞^聖利^加の^心
屬^來請^了一^國内^にも^も用^の物^を充^てて^は金^銀銅^を失^ふ
と益^く多く^に銳^敏を^許す^る事^はあ^らず^とハ
何^を以^て國^を治^する^にや^能ハ^ば廉^府を^改拒^して^は通^商
高^を許^して^は其^の事^を区^別し^て英^斷と^稱す^るに^は
清^人魏^添紅^夷誘^きの^藉宗^埠頭^通互^市為^名專^以鴉
片^之烟^邦廢^之教^毒華^民而^耗銀^幣日本^深惡^紅夷^不
與^通市^者防^其行^所與^邦教^也以^刑罰^之斷^號令^之專^遂

足禁邦教訂阿行而莫敢輕犯聖武紀海外して
すらめは英断を称しをりし域日附録に在るから 洋を以ての
盛衰を知りしを 奇説怪論しを 俗耳を誤るに何の
心そや

要求通市

傍夷の強て通市を要求す事第一の漸を以
神州を己の所屬の如しを 吾國は誇耀せしむるは次は
るに内地の庶民と親に己を耳目としあり我情實を窺伺探
偵し傍に固り居りて 緩急の序を察し 詭譎の端を施
し其陰に邦教の旨を寓しし人心を移す乙を 次は海

外諸國より用る事あり 内地の銅を以て之を鋳造鑄
造ホの用は倍々多し 次は阿行ハ東印の地を生ずる故
共進秀しき 諸と交易し 其手續を以て 神州に於て
て厚利を以てし 欲は次は 海東諸國へ 往來するに
便路ありし 神州の地は 馬路を設け 新火の便せしと
す 我の曰く 傍夷の内地の銅を以て 埠頭を設けんとす 是ハ
后も多し 神州を所屬の如し 之を以て 形迹を
あき事なし 是慮多し 庶民と親に 事し 嚴禁を
あきハ ちりし 罪を以て 之を寓しし 之を以て 許す事
も 今ハ 外夷も 是を務とす 是亦 己を以て 阿行ハ

抄本より其國家より其勢を設けしを賣買する事何れも在
是に過る事なく及ぶに余曰 神州を石属の如き其の
形迹ハ未だハ露き其れを他の國を以て其情言ハ知つる
之れ西夷の通商する諸國諸島悉く吏を至る是を
治め課令を收納し一として其石属とせざるは満漢を
加りハ大國を以て所屬といふ事難し其州縣と残破せ
しに過るは價銀を接し一は片を禁するを以て其の
如く積り利く其下ハ捕頭を置り市易を盛る其由
由我僭たる事所屬の國に使令し其下ハ甚し其名
ハ屬國ハ此れ也其下ハ屬國ト云ふ事一彼諸國ト

於て其 皆其の在りは皆獨り 神州の在りする事を破せ
る事や 神州の海國と云ふハ五大州ト隱かし
其れを以て所屬の如くせしと其國に誇耀せる威武の威
事を其界ト冠する一佐ハ彼、欲する是に返る事あり
らば是 神州を以て石属の如くせしと欲するは世界を
通視し其下ハ確證ある事是を過慮と云ハ井蛙の是月
從其し其下ハ一己の私意を誇り其下ハ常陸の北海上陸
也一其下ハ其役を命ぜりまゝ 橋船の長なる「ゲビシ」ケ
ン「二人と應對す言信ハ通せし」事地球圖を掲げて
自視を以て頗る要領をわたりし事其下ハ其時メドトンと云者傍よ

一を國に移さる 神州の方より西洋の方、國面を三度
摩訶すす何の意なるも、詳ならず、神州を彼に
腹従せしめんと云の意なりと云ふも是又思慮なき事也
姦民と視せし事、嚴禁に依り其詭計をありけり、
國亦の幸し、移さる姦商、監買の巧詐ハ多し、
きよのちを満情、法禁難敷、姦巧愈密、商人貪利、暮夜
買込、監吏受球、疑釋不問と云又凡船方、殺官必監視、監送
放洋、然商人貪利先期以舟載錢、離岸、
後止為虛文、聖武記 附録 海上を私通をたす、
一移さるの移さる姦民をとりて、常とやを施し、
相

を与へ、邪教を移さる、
凡そ清の軍中の事情を採、
黨教諸童子教を、
内通す、
敵に内應を、
を使ひ、
所を、
を施し、
易に、
其切支丹

入乙酉天保中ハアメリカ人船中に西洋在名の说法師を
載号令佛郎索琉球に滞居して土人に邦教を説き
と云薩人又清人の書に請来七日に一と以禮拜一凡下
大小鬼子夷官の許に往て夷官の講説を聴て夷民を
訓導すとの意と云ふ彼所屬の中及諸國より召され
たり白鬼黒鬼ホも常に講説を以て其心を結ぶ之は彼り邪
教を多し半昔叶限と云ふ説きあり清人の書に昔
より之れを通布を名として邦に種を以て華民に毒すと
云然ハ清は漢姦多く福夷の手引と云ふ一ハ邦に種を
以て民心を奪ふ之は是今時と云ふ六邦を以て他國の民

を煽動すとの説と云ふ或人の無稽な妄説必信す
へからず文政中東師八坂の陰陽師豊田貞と云ふ女あり
て軍祀と云ふより邦教を傳授し西洋邦教の名目と
ハ非れと云ふ陰は洋教の書を以て大坂のきぬさの採い
へる女に密授してか持てて事をして多の金銀衣類等
を貪りて罪を以て大坂の役人磔罪中の死刑に処せり
まじし事無く人の知る所を以て死にいうる女奴民の生
す事も計り難けれハ國教に嚴禁を設けし海禁
を以てして海を以て海を以てしき事と云ふ何片の事今ハ
外國より折後らるる在る憂も多し一編者の意不

かゆく誘き通市を許されし何行を齎するは必定なり
其時嚴禁を設けり且愚民好んで用ふるに及ぶるは
昔年烟草を嚴禁せしむるは終より禁むるは久くある
一近年商人は何行を少くは持たざる中長崎の人商は用
ると見ゆる者多し其患は未萌に消すべし患害生ずるに
至るは胸を嘔き及べかりし 國家通市を終て何行と形
教とを防ましめて 神州の事を請人の欣慕せしむる
能くすべしと能く用ふる云論と云くまの論者又曰く誘
夷ハ兵力強盛に通市を許さるを好むる者我々ハ其
友大寺もく一通市して是を好むるは志あり 是

姑息あるのみならず以事懐き通市を論し誘き中より誘きの虜
多し何事の幸し兵端を用ひし例ありしは虜情を察して
彼の使黠の虜無謀しと卒尔と其在の師を起すは知るべし
交易に因り常は往來し愚民を誘ひ虚實を言ひ其
の被殺を云かけ其求むるを其に言ふは兵端を
起す情の何れ如き清く本より通市せしむるは起す
事しむるは通市せしむる何行を持たざる事端とありし
國禁を犯して何行を鏡とせざるを怒るは其理を此とせし
實に是非を辨する者稀しと聲大なる者誘きを此に
是を名にして兵をかりし其れも其れハ通市と因り兵端を

釀し清と本通市せしむる此禍瑞何と因たり
とせしや又と和議成り及んば何片をいふか如く坊後り
以前ハ廣東のいりし交易せしと廣東福州厦門寧波上海
の五ヶ所を交易する事とあり莫大の償銀をいふと清の農
民と諸島の君臣と牛角の札を用る事に約定し清は十
分の恥辱をいふと清は兵船を畏れ早座し誘きハ兵威を
来しと虚喝し詐増しと交理をいふけ和議開け故より
嘉永の初上海邊しと土人罪ありと軍艦をい舟山の港を
絶根穀は北京に輸るを妨と犯人を根穀の通路と絶根を
き者まゝと患共せしむるに無理之又南京と和約は廣東の府

の門中ハ外人を出入せしむる約束ありと云ふれり
先づ二年餘ハ出入延引し事と誘き和約ありと云ふ共事
情ハ評をいれしと内府の中ハ外人を入るに高枕の事
し押入へすと云ふ無理之を根ハ無理なる事を要求するに事
竟清しと和の敗るを畏れんと云ふ事を知らず我に倭に
和之契丹蒙古の案と和し鞏固満洲の明と和しつめたり
名ハ講和と云ふも實ハ辱めを考ふ其國を糜爛せし
むる事ありハ内府ハ和の敗る愈固に愈増すを厚く
せしむる事を恐る故に明の鞏固と馬市を通せし時と羸
弱といふ事直を求めしとこれハ大に寇盜しと明を困らるる

請事の河片を多く持たせり清をぬきけり同一年の代に
通市を許さるに兵部を乞へり同當年毫釐も又許さず
し必兵禍を憂ふと思ふも腹病者の限花と推量し
すそきまると見る事よ非 暹羅ハ邦國をれも嘉永四
年の凡てエケレスリ馬高の
約を待たずしありしにそ年終りてアメリアの使臣に在り帆の
所在りてまれば年終りて列ねと云かくかく邦國をさ通市
を拒めしと請事アメリカ 往年病をよ通市を許り後
十強を實をかくしなり 神明の祐助とす奉り
の要、求虚喝の例中子隔りあそり事謝し、氏社の大幸トん

交易品物

聖武記附録に近世銀幣日窮、銀價日貴、云、至近日人

始知鴉片内灌透銀出洋之故、而其驟長尤在道光
七年至十二年、此数年中、海疆節度之人、遺防决落
之故、粵人能言之、乞清之銀、外國一出多事 神州
しと、銅、和蘭、出ると同一、又紅毛番考畧に其末、以、
吹吸囉哩玻璃諸具、香珍寶、或竟、以、銀、錢、其、以、湖
絲、陶器、糖、霜、錫、茶、葉、大、黃、實、為、要、物、惟、禁、市、書、史、確
礦、米、鐵、と、云、り、乞、を、以、て、清、の、海、外、に、出、る、を、言、ふ、と、い、
と、し、昔、の、銀、の、よ、あ、り、は、山、の、茅、茅、を、言、に、和、蘭、の、交、易、に、他
物、を、以、て、換、え、る、を、指、し、其、後、は、清、の、も、交、易、の
品、よ、茶、を、要、物、と、し、又、或、者、は、出、る、キ、リ、ス、り、茶、を、珠、の、外

琉球仕人々を用い付交易を休む人々運成心と及
此の唐車か
交易をばき
と評議あり 且イキリ入領南海諸島天竺及アメリカ各島
（丸あり）
多量とくすす 其品請の物と違上下り 其旨とすすり 之の旨に
神州の茶ハ上品を運ハ和蘭の交易 其茶を必出せり
きこつ外牛山の産を参考し和蘭の交易 他物を以銅と換て西
内の阿城せざる所ありたりとす

小惠大欲

何れ乱れ付エケレスの軍平 平所方とあり 上陸近付通
行し時を任人古も隣り争あり 其後を以て條を止
まざる者あり 邑すハ百とあり 之の如く市場は

い又唐國を行平 マンデレーン 在ハ敵對下り 其地
よ小神化をちきり 以エケレス人等土人よりあり 又エリ
オット 在土人よりす 諸財類見を奪ハ
事柄は決して無さる 其旨あり 下り 其旨あり 土人等大凡
五分三四近去り 又亭波を攻取 其旨あり 其旨あり 米倉を
開き 土人より 其地を攻取 其旨あり 其旨あり 其旨あり
とあり 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり
其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり
銀二千百高元を要求し 其内六百高ハ移り 其旨あり 其旨あり
をるハ九百高に 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり 其旨あり

とる者多かりし。唐家誘の戦ハ清兵甚敗走り中に陝
西の兵の勇を奮て防戦せしり。四面余人逐し礮火の爲に敗
り去るに死す。時人の詩に、肝血横糊義勇頭、汝民一室
警等の句あり。烈女ハ劉進の女鳳姑、時人の詩に、賊見女喜、女
挿一死相持、力尽大罵起、罵賊一聲、賊斫一刀、千刀萬刀、
罵聲愈高、已看血壁碎喉間、猶詭譎成千秋、十九歲、劉
心一、岐の女三十二歲、勇に迫りまじく、井に投り、劉若金の妻、顧氏
七十三歲、胡成、女二十二歲、杜茂茂の妹、十八、軍變氏の妻
唐氏、等し皆入水して死す。乍捕一処し、一處あり、ハ
他所より多く志願を殺す。幸中、推て可也。
小五ハ名のこゝろ、實ハ毒藥を忍び、下加子、孫の姦民
ハ巴リ、利慾の毒、服侍し、可し。列韻珂、曰く、小信小五、遊
と云即、却て人の心ハ慮おろし、眼せり、一、實効を、忍怒す
と云、
此ハ和儀、伺る、後、甚、誘船二艘、打揚、を、土
人破却し、一人を殺し、癸卯 凡誌 又廣東の土民、外城の人を

捕以誘事、一人遊樂子、死るを殺せしと云、戊申 凡誌 正、遊誘
夷を怒、怒り、その、一、且、小五、班、を、
りと、之、其、残、を、怒、の、情、者、
を、以、且、城、街、市、墳、墓、の、残、破、を、見、志、居、烈、女、の、情、
毒、ト、罹、り、を、ま、て、自、ら、憤、激、の、心、起、り、仁、暴、の、差、別、黒
白、分、明、を、有、り、人、心、一、定、し、公、論、自、ら、定、む、怒、照、す、
者、多、く、有、る、ハ、自、控、の、人、情、之、情、多、く、誘、事、ハ、民、の、憂、を、
歎、き、巧、に、其、心、を、施、せ、ハ、を、餌、し、大、勢、を、逞、せ、
よ、の、謀、を、進、め、し、民、ハ、之、を、信、ず、謀、を、謀、り、
ある、ハ、お、り、その、力、利、害、を、知、る、と、あ、る、に、小、五、を、

ハ眼前の利は情み後の忠言は人付して風靡り
是古今の存弊之在に歳日毎の時初ハ邪教を信せられ
しつとも妻輩の少あるを以て心を悦し已むを見て其意
あつてもあつて産子之を伴逐せしむるは實に英明と
稱する事あり

西妻不知人倫

天地ある人あり人何事ハ父子君臣夫婦長幼朋友あ
り父子に親あり君臣に義あり夫婦に別あり長幼に序
あり朋友に信あり此五の道を盡す時人として生きたるは
人なりこれハ天地の成りて天地鬼神の成りて事

あり天地鬼神は事ある人乃を成りて天地鬼神
の成りて事あるもの成りて事ある西妻ハ此の理を不知りて
一箇の本事と云ふものを以て是を事とす君父をハ君
父と云ふ本事をさする君父とすは身命を抛て君父
忠孝を成す心ハ事を別する心より厚く親親を重り
て國恩を報し甘んじて父母を事し心よりハ本尊に
幼物を奉附する心ハ事なく有り君父ハ忠孝を成すハ即ち
天地鬼神を事するの及ぶ事と不知り西洋ハ君君上
殺す父子の事と事と稱す事と事と又君位をかく以
父祖子孫の事と事とを不知りては事の本を以

國王の世を嗣ぎ或ハ女王を立て他種を以て教養とす紅毛考異女子の
世より有りて、其王位他種に譲らるる多し誘身の女王

國の二王子を養父とす云々又ハ縁通は五十年幼少ハ五の母
の血脈ハ三の母より時ハ生又代極中臣に生父ハ女王の死と云々
夫の王子有りて、其國他種に譲らるる男を并女を立て國を治るる
其血脈ハ後多し有り他國に大抵のめし

有 伊初把王立言して女子を立王 皆君臣父子の道行あり
の足身位を争て國を此類多し
さるる之を母の及ハ天一地二一君二民の理と云陽ハ考るる
少く陰ハ考るる多し 天地の道と云は妻妾考るる
祖之の血脈を度く一血女の一夫を争るる 亦臣の一君を
争るる如きは人乃少し 即ち天乃之 西事ハ此道は考るる
王立と云々も 一夫一婦に限るるは依て他國を絶て國を

事 宿國に絶てり 又一夫一婦と云は考るる 一婦より一
夫を教養するも 今宿國の女王屬國の二王子を夫と
争能も高考 一夫一婦の事ハ非也 是ハ身を考るる牙ハ毛を
教ふ事也 又天他のるは道は以て宗族に於て本家ハ分
家を恤ふも亦ハ分家を考るる 其ハ長切の序より 皆
朋友の道ハ誠信を以て 仁義を以て 互に其處を考るる
良友より文を擇む友を以て 其考るる 是ハ信して其考るる
も在り 西事ハ四海の人を考るると云は 君父を以て 牙と云
等一視して 是を友と云は 長切の序を不知 益友考るるの 擇も
ちく 西事ハ考るるを以て 平等と云は 文を以て 信するも 考るる

ハ朋友に信ありと云ふもの五の人倫として其道を以て
事あり凡國ハ人倫あり忠孝仁義ハ正道行ふを以て事
夏文明の國として礼を以て射御子に佳人多るを垂信居利
の途大なるに睦睦して徳を或致之として妙なるもの
あり云々是等事ハ辨ハ人乃の明なると情事との二つはあ
る事を不知衣冠を捨てて大羊と君をあると云ふ事
固ク其の云ふ事ありとて是を教礼として夫と齊く騰
福するもの一廉恥なるもの甚き也

西夷不知礼義

禮ハ風土人情に因て判るものなり四海の方なるを國

合異同あるハ勿論也これ西人の風土人情を觀て其中
判を立其事ハ各異之と云ふも義を失事なること心
故に陋習の必しと云ふは必ずしも鄙陋淫猥の風を言
して端正休美の域に近しむる状に似る之我狄ハ偏重の國
にして中制の區を不念大羊の俗にして亞情徳行多きハ曰
習は俗を自托し礼のめき事ありあらずも其礼と云ふもの鄙
陋淫猥なる風習の俗にして陋事あり其謂正休美
なる事ありと云ふ國三ハハ官長と云ふは其時ハ手と云
を撫て是を囑心父母と云別してある時ハ其俗を言ふに
海録ハ西洋ノ一也軍民見王及官長門外去帽入門走而進
手撫共足而履之然後垂手屈身抱腿向後退數步立而言

不説、不見又、久別者、久門外去其情、過進抱父腰、父以兩手
抱其背、背相親、數四、子乃屈身、抱腿、退數步、三而三言、
見母、則母抱子腰、二親背、數四、戎狄、ハ之を礼と思ふ、其
子乃垂手、向後、屈身、抱腿、如前、我狄、ハ之を礼と思ふ、其
狎視、了了、事、犬羊、子、豈、有、以、又、女人、厄、之、不、凡、其、父
母、罪、あ、り、し、し、厄、の、を、し、し、時、を、く、あ、く、乞、を、殺、す、海、録、
人、二、有、出、家、為、尼、者、刑、為、一、廟、居、之、終、其、身、不、復、出、其、
家、俱、食、祿、于、王、父、母、有、罪、已、為、書、請、乞、輕、重、或、赦、除、之、
又、男、女、有、犯、法、恐、家、主、罪、之、者、至、廟、中、求、僧、乞、為、解、釈、
家、主、雖、怒、不、敢、復、罪、是、又、家、主、の、威、令、其、僮、僕、行、礼、し、
乞、僧、ハ、私、恩、を、乞、罪、あ、る、よ、の、あ、く、く、刑、を、乞、了、國王
の、政、刑、を、乞、乞、を、乞、を、乞、君、父、之、間、禮、義、を、乞、事、知、
し、男、女、の、子、を、乞、乞、盜、擄、殊、子、馬、其、婚、礼、ハ、叙、婚、也、歸、す、
男、女、私、約、あ、る、者、を、乞、乞、主、子、若、く、付、ハ、私、約、を、乞、乞、父、母、と、い

へ、し、事、を、あ、り、し、私、約、女、姦、淫、あ、る、者、を、乞、乞、人、と、欲、す、
時、ハ、僧、子、徒、之、懺、悔、し、僧、説、法、し、其、罪、を、解、く、海、録、
家、必、先、計、其、姦、盜、滿、其、所、欲、而、後、許、之、婚、礼、不、禁、同、姓、唯、
親、兄、弟、不、得、為、婚、寡、婦、再、醮、者、雖、叔、姪、亦、同、匹、也、至、親、為、
婚、者、必、詣、教、主、求、婚、教、主、許、然、後、婚、教、主、者、廟、中、大、和、
尚、也、俗、奉、天、主、教、所、在、多、立、廟、寺、男、女、有、私、約、許、以、情、
告、若、有、告、者、即、令、徒、其、私、約、離、父、母、莫、能、爭、也、婦、女、有、犯、
姦、淫、而、欲、改、過、者、則、進、廟、請、僧、懺、悔、僧、坐、于、小、龕、中、婦、跪、
窓、下、向、僧、耳、語、僧、為、説、法、謂、之、龍、罪、云、紅、毛、香、粉、器、婚、嫁、
正、配、皆、男、女、自、主、有、成、議、則、會、親、族、入、已、底、利、廟、男、女、皆、
跪、僧、為、誦、經、燒、紅、燭、二、同、男、子、願、否、皆、同、願、則、路、を、行、す、
以、燭、与、男、女、男、女、相、授、炮、之、聽、經、畢、而、帰、
し、男、女、手、を、推、乃、て、同、行、す、海、録、
威、勢、手、同、行、亦、有、一、男、女、席、を、同、く、坐、り、乞、乞、乞、乞、乞、乞、
男、携、二、女、而、行、者、男、女、席、を、同、く、坐、り、乞、乞、乞、乞、乞、乞、
不、知、乞、乞、乞、陰、氣、の、國、を、乞、乞、乞、乞、乞、乞、
誘、妻、姦、也

一上陸時、松あり、有人を付、其処の道、
又婦女の姿を、夕時、狂す、ぬく、あり、又、
て言、かゝる醜態を、存せ、松あり、
此人の言又常陸の人
津浦、上陸時、時、夫人未、
婦人の乳を、搦、戯、
り、又、陰、
別、
一、葬、
碑、
滅、

とて死を、
瓊浦、
扶、
不忍、
事、
噉、
桶、
其、
狗、
桶、
手、
上、
て、
有、

海島、
以口噉、

犯境、

乙と欲しエケレスは援を以て其城を圍む嗣王ハ素人ト叔
を求め其圍を解其位を固すハ己トより按父子を
捕らハ不孝不義勿論ハ何素國を以てわらハ人ト不存と
る之を父よりエケレスハ援を乞ふよりハ子護ハ素素の
臣トシテ其君命ト從てに他を引て其君ト討討
乞ふ所ありエケレス不忠ハ臣をわらハ人ト不忠を
西洋ハ國君臣父子ハ乃を乞ふる事ハ

荷語生疎

寛文六年風説南官人居し夕チント一國を老年何
蘭陀にわらわ居し西國ハ内ホルカト在ハ夕チンより

五六里程ハ望みしエケレス國ハ高賣船を乗けけ
るハ方々アハホルカハクチンハ内より有と云何と
し高賣ト乘りて往來居泊りと使を立申ハエケレス人
ハ南官人とエケレス儀ハ縁者ト云々高賣ト乘り申之在
ときりハ正物ト云後何蘭陀本國ハエケレス人方ト使者船
を以て越ハル度ホルカハ高賣ト云ハクチント居し何蘭
陀人ハ並出高賣ト成居泊ホルカ表重ト代物ト積
むト云此代物ト云りハ積限方ハ云々ト云々ト
まハ中ト城ト云ハ方諸付ト申ト使者船を以て返
ト云此諸付ト云ケレス人ト何素陀人ト申云々ト云クチン

と云ハ平度の南端海岸の地あり南蛮と云ハ南天竺及び南
海中の諸島を指て云ふ事あり又ホルトカリスハニヤ等の南方
を割接するの地を指す事あり是より南蛮と云ハ石の國
を指す事を詳しす天竺の比ハ何南地南蛮より少す
南チンの地を指しより又チンチン南蛮と云ハ南
蛮より何南地より南より南チンチン南蛮ありクチンチン南
蛮人等を指しより地方を指すもの職分ニエケレスこと
由りたるを指す事換銀の價を知らんとすハ貪冒の事あり
也是うため兵を起し貪兵こと是より戦ひ互に害ありし事
寛文六年の戦エケレス船合て廿四艘何南地討死死者

三千人程生擄千五百人程何南地船四艘エケス事討死
せ死者六百人傷者八百人と云一艘中代物換限のため船と
人との喪ふ事あり不仁者ハその事せざる不仁に違
する事及不仁と云ハ此を之を以てエケスハ國風人命を
重しする事ハあり其は難題を云カカ諸國と戦争を
始め人の國を併たす事を好むは諸國を廣東寧波府の
の冠礼に即ちこの教習あり

弑逆

寛政九年風説ヲラニス國臣下の者其徒黨はり國
王并王子を弑し國中礼坊及以紅色國を介を國

より、同正、押寄せ合戦、及び、後ハ、寛文四年、
町屋下、逆陸し、若尾、此村、侍り、王孫、の、河を、閩主、と、
奮、及、之、者、有、復、侍り、閩中、衛、と、平、和、と、あり、

請佛二寺和蘭船を奪

天保四年、風説、より、フランスの、同、ブラハント、和蘭の、配下
あり、同、法、より、省、を、以、前、年、より、及、後、より、フランス、エケレス
和平、を、取、扱、し、和蘭、王、取、川、せ、り、依、り、其、力、一、年、船、海、上
より、出、張、吹、鳴、也、より、和蘭、一、往、來、の、同、船、を、奪、取、し、取、扱
を、取、川、と、質、子、を、以、と、和、平、取、扱、可、之、と、取、扱、し、和蘭、の、國
法、を、省、する、を、知、り、和、平、王、取、川、せ、り、其、力、一、年、船、海、上、

を、並、之、可、也、と、省、より、高、船、を、奪、取、し、和、平、を、要、求、す、り、ハ
侍、國、上、交、の、礼、と、云、へ、之、也、や、其、事、の、國、禮、を、知、り、可、也、
徑、り、す、る、を、知、り、人、情、は、省、より、事、を、知、り、其、事、也、又、翌、年、の、風
説、より、ブラハント、の、王、ハ、エケレス、の、人、を、自、立、の、王、と、有、り、フランス
より、其、事、を、知、り、と、云、前、に、閩、法、を、省、と、云、ハ、即、ち、其、の、自、立、せ、り、
と、云、云、あり、故、和蘭、ハ、是、れ、後、に、有、り、請、佛、の、二、國、ハ
この、不、縁、と、同、て、初、日、和、平、を、取、扱、し、と、又、日、和、蘭、の、配、下、に、
自、立、す、る、義、は、非、二、國、非、其、の、者、と、有、擔、し、同、船、を、奪、取、し、
を、要、求、する、は、是、又、其、義、の、禮、儀、を、知、り、其、事、を、知、り、其、事、を、知、り、其、事、
より、檢、り、る、は、不、足、

祖國王放銃

天保八年丙申風後去年フランス國の都ハレイスに於て
國王ローテウエイクヒリス父子の通行を足掛二階より
二十五挺の銃砲を射放し所附流者も四拾六人即死拾
八人予負之天幸よし國王父子も危難を免れ今後味
い上葎江の者も人存瞻も者多人刑罰も行し至る風後
エケレス國女王系車に對し短筒一挺打掛者も之既り
危る場合日及く憂へ等嘉永四年の風後フロイスの於
て狂人あり短筒を以國王に打掛而只銃中りし西
洋諸國も王も皆其致れするは若くは之を王を殺んと

銃を放は甚し 十五年に申より根之り 三層あり 西洋諸
國の風後度悪なるも如此

諸島屬國尙叛

天保五年風後エケレスに於てブリストル其他中不に一核
起り國制を改めり考り文解し是九年風後アメリカの四
エケレスの配下カタタの者は一核を起し其下の惣勢も右押
と勢之しくし故エケレスを國に軍艦を集り十年風
後カタタの一核今に静りなり十二年風後昨年未エケレス
文配東印度の地アハハスの國民エケレス人等を斬り
殺害しし右の地未も戦争今に静りなり嘉永正屬風後

誘尼利ハ前年及領土に際若クハ^{ココニヤ}と行ハ大戦あり元
 來エケレスと際若クハ和約ありしに際若クハ其約未だ不守
 ありて我子及ヒエンジマボの内其地方エケレスに屬す^{誘尼利}
 島^{誘尼利}に人民降初リ連其鎮守を成風徒誘尼利
 有行そ任比其屋等以飛人並放物ニ加度不存す下人民
 共意ハお肯昨年未だ一發降初其鎮守を誘尼利不
 事飛人船々卸之民^{カク}を解初釋り且
 誘尼利友好之民ヲ多義ハ有之付有り不存を以又北
 亞墨利加洲^{カク}内誘尼利領カナタリ於て昨年降初有之其
 連之釋り也^{天保九年}カクタリ一擧初リ十年^{カク}を釋らば四年
 至ても又降初月其改令に非道の事有わたり也

幸亥の風説エケレス不領印度地ニ^{ベンジャ}フーシヤ^{コカ}
 又ケレスに宵き之性エケレス軍勢の爲ニエケレスの所領
 とも事並年よきて必其屬國に宵すもの有る時ハエケ
 レス極盛之時とも云く人心をゆるし昨の年知有し

佛夷内乱

フランスノホナハルテの乱ハ西洋の大元と人の智而之此
 ニ至ても天保十三年風説フランス國所ニ於て徒黨を傳へて
 連々釋りし然レ國王并ニ王子ホの命ヲ掛りて後ヲ示合し
 者並、及露顯^{カク}嘉永元年風説其^{カク}フランスノ政事ハ
 変化あり肯存^{カク}巴里斯^{カク}に烈キ一擧起リ三月の間又兵兵

士と戦闘ありし軍兵多分人民の方子附仕國王及び眷屬も
フランスを去ル傍厄利へ出奔侍人民を以てハ國王を去る事
伺りし人を探て一日を以て配を定むと云ふ事申す後其
後と凡そ侍二年風説フランスを一組の一揆起り大小
府民の金貨を半等に分ち一個として小所持者利を乞
と謀る此一揆の後意を以て其の事をも為し吾人と
去年巴理行ふ駭起り府民等遂に府内の街と高小銃
大煩打合ひ殺し人死亡一揆の者戦負れは僅一
二月の府政を以て行ふ事と云ふ國法ハ總府民の擇
舉を以て其言多し擇むは臣以下の大徳叙りて

挙四年を以て其任は居りし之フランス部中人民大
半ハフランス王の此亂りて王位を離るるを哀し其一族中
往時の王の子孫を以て再王位を授けんと希ふ三年風説
フランス國土人の事不同し右土人の一揆より土民所
持の所有物半等に分ちの金貨を以て元年より右存念堂へ其前
時より其公の事執中バレイスの位民を各一所に居權
者多くハ下賤の者も去るハレイスレイオン地を一揆起り
而官府の下知事我より其其大殺害しし四年風説
フランスの先王去るエケレス國中に死す國民不持の事お
かす事あり國中少折合はる事國民方より右記の事

不佳と忍居不特の不利能分と云中人情中宵きとる事有れ等
の者多ありと云と云三年を経る内平人主物有者出事と云を不
佳と云小ヤリヤリしうわ久根の遠言え一國を矯勅する者有と云て其
國の他個まざる
耳食の者の説よ西洋諸國何しと珍重しと云
政刑も修りたる事と云と云有の事件を以て多耐ハ國に法律
なく政経もさる事と云し此他諸國も天保中伊斯把國中
の争礼も十年を經て平らに結途ハ西洋の祖國も何れも
久く致國に分れ永永の年只五六國中擾亂しと有存を
之近き嗣王又オ、ステン
レイキ王と云其連合州のフロイヒ王と位を尊
相我小事致年及小又ローマの土人そ存主に背て礼を
起しとる 諸國の控撥あけと致かす一は皆政刑

修りたりと云るうり

英吉利

近時清人エケレスの事を英吉利と書テ甚み名之たり
夷蛮我秋を移りたり或ハ鳥獸の存に或ハ音を以て下れ
と云 亦字原を有るよあり 然裝物ハ然あり 隼ハ音あり
蝦夷 蝦秋ハ出之任那ハ音あり之皆音ありを不利 漢土ハ音あり
猿狢犬我ハ音あり之音白翟ハ音あり之其他匈奴
突厥吐蕃回鶻ハ音あり我秋ハ音あり之國多しと云と云 亦字原を
用るよあり 明の時エケレスの事を漢人利更語危刺西
其外根の字を用わたり一ハ亦字原あり 近時よきて

清人英吉利或ハ英國英人をも書す語も亦北秋より
出づる國も亦秋を賦する事をも知れ又ハ語事の
清にても漢字を字とするの稱語も亦亦字を用ふる
を清人無職にして其稱語も亦亦其説を以て
神州にても其説を用ふる事不見識あり

曆法

西洋より唐土天竺西利比西等の紀年を呼ばマアニア
アルと云マアニア月あり ヤアルと年あり是皆その大陰の
圓缺の周を月をあり歳をありと云ふ 西洋の紀年を
ゾン子ヤアルと云ゾン子と日あり是太陽の躔度と圓之

月をあり 年をあり 一年十二箇月 三百六十五日之
四年十二箇月一日を坊と云 三百六十六日と云 加子箇月
あり月の圓缺の日の下に附記あり又其説に唐土亦ハ
曆を大陰の曆と云 按此説を直聽 蓋説する所の西
洋の曆を陽を云と云 漢土の曆を陰を云と云 然るに
見ざるに 極く漢土の曆法を既して二分を以て四時を
記し 太陽の行進南北一周するを以て一年を記し 大
陽を以て一年を記し 然るに亦太陽の曆を以て月を
圓缺を以て一月を記するハ天運の自然之 太陽を以て圓之
大陰を以て月と云ふハ即ち易に云ふ 一君二民の道理

ノ叶ハ元是漢土の曆ハ天地陰陽の自極ト因るもの之
西洋の曆八月を終るるノ自極の圖缺守りて晦朔弦
望ノ紀月の用を考ふに圓缺を日の下ノ附記する
事頗し一月あり之を四年ノ一を場として同月あり
ハ氣元ノより之を諸國を設ふるやい子ありあり
所詮ありたる事一月のり軒を卷る事高し之を
月存子根中たり事其蓋の事之類之氣月ノより左
陽ノより之太陰ノ因りたるハ獨陽の理として天地陰陽
の生理ありたる之一年の物を以十二月の陰を統る
事天地の自然として其の陽曆といふ事なし

多産

船長日記新イノ記云元江ノ人者ノ名をラテガと云五十
五歳妻ハ五十五歳ニ一後子二十五人あり男十八女
十四人あり按子一抱して生む日の多き如きは至る事未
見あり及る事之犬羊ノ飼ひに醜類なれハ生育の
多き事し之犬羊ノ育しると見たり穢方外記子
泥入多國必人恒一乳生三子と云ふ事あり此等之



3

Faint, illegible handwriting, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

3

雜
一